

青森県家庭福祉対策教育支援貸付事業(大学入学時奨学金)の概要

資料3-1

高等学校3年在学

貧困世帯の現状

- ・学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学が困難
- ・大学入学時の一時的な経費の確保が困難

申請

大学修学期間

審査・決定・貸付

大学進学に係る一時的経費の支援

- ・大学進学時に必要となる入学金や転居費用など、大学入学時の一時的な経費を貸与

最短修業年限修了後1年間経過

返還

県内就業・県内居住した場合、返還免除

- ・企業等への就職、起業、自営業従事等(公務員は除く)
- ・大学等を卒業後1年以内に県内に居住、就業してから3年間経過

公益財団法人 青森県育英奨学会

貧困世帯の生徒に対する大学入学時の一時的経費を貸与

出願資格

- ・保護者が青森県の住民である高校3年生
- ・経済的理由により入学料等の納付が困難であること
- ・生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯、児童養護施設等入所者、家計急変(新型コロナウイルス感染症の影響による場合を含む。)により住民税所得割非課税相当と判断される世帯
- ・**評定平均値 4.0以上の者**(児童養護施設入所者等については、3.5以上)

貸与額

60万円以内(10万円単位で必要な額、他制度との併給可) ※H30までは100万円以内

採用人員

100名以内

補助

県

貸付金、事務費

貸付実績

平成29年度入学生53名

平成30年度入学生43名

令和元年度入学生34名

令和2年度入学生22名

令和3年度入学生18名

計170名

貧困の連鎖解消